

「コリアンブライダル兵庫～マンナム～」

＝ 会 則 ＝

第一章 (総則)

第1条 本会の名称は、「コリアンブライダル兵庫～マンナム～」と称します。
但し、略称を「マンナム」とします。

第2条 本会の目的は、韓国・朝鮮にルーツを持つ同胞同士の結婚を促進することです。

第3条 本会は在日本大韓国民団兵庫県地方本部（以下、民団兵庫という）が主管し、別途に定められた「マンナム」規約によって全てが規制され運営されます。具体的には、規約にのっとり設立された「マンナム」委員会によって運営されます。本会の代表である委員長は民団兵庫の執行委員会を選出され、運営委員は委員長の推薦を受けて、本会の委員会にて選出され、民団兵庫の団長の委嘱を受けるものとします。

第二章 (会員規定)

第4条 本会は次の各号に該当する会員対象者の内、所定の入会手続きを完了した者を会員と定めて運営します。

(1) 韓国・朝鮮にルーツに持つ者。ただし、国籍を問いません。

(2) 年齢は、男性 22 歳、女性 20 歳以上の者。

第5条 本会則は、本会会員の権利義務及び運用に関する事項を定めます。

第6条 本会会員とは、第4条で規定された者をいいます。

第7条 本会の加入手続きは、次のとおりとします。

(1) 会員になろうとする者は、所定の入会申請書に必要事項を記入し本会事務局に申請する。

(2) 前項の申請受理の後、本会委員会にて資格審査を行い、承認を受けなければならない。

(3) 申請時には入会金¥10,000—（初めての入会時のみ必要）、年会費¥3,000—を納付しなければならない。

但し、事情により減免を受けた場合はこの限りではない。

(4) 会員有効期限は、入会の許可を受けてから1年間とし、更新手続きを行う。

第8条 本会会員は、次の各号の義務を履行しなければなりません。

(1) 本会の規約及び規定を遵守する。

(2) 本規定で定められた入会金と会費を納入する。

(3) 本会の諸般決定事項を遵守する。

第9条 本会会員は、次の各号の権利を有します。

(1) 本会が主催するブライダルパーティやお見合い面談会などの諸行事に優先的に参加できる。

但し、下記の条件を遵守しなければならないものとする。

1. ブライダルパーティに参加する為には、別途の参加費を事前納付しなければならない。

2. 個別お見合いをする為には次の条件を満たすことが必要である。

- ①お見合いする双方の合意が必要である。
- ②お見合い成立時は、申請者は、世話料¥10,000-を当会に納付しなければならない。
- ③お見合いの食事代などの実費用は、男性側が負担しなければならない。
- ④成婚時には、当会に報告し双方各々謝礼金¥70,000-を当会に納付しなければならない。

(2) お見合い面談会は、無料とする。

(3) 本会が主管する各種行事の案内などの情報を受ける事ができる。

(4) 本会が主催するブライダルパーティなどの諸行事に対する意見表明ができる。

第10条 ブライダルパーティは10人対10人程度のパーティを年に数回開催し、100人前後の大規模パーティは必要に応じて適時開催する。

第三章 (個人情報に関して)

第11条 個人情報は当会の責任において、下記の通りに厳重に管理します。

(1) 原本は、鍵付き書庫に保管する。

(2) データ情報は、外部接続がないパソコンでのみにて取り扱う。

第12条 個人情報は当会行事の案内物郵送やブライダルパーティ企画のほか、必要な個別連絡時にのみ使用する

第四章 (退会)

第13条 次の各項に該当する会員は、本会委員会の承認を得た上で退会処分とすることができます。

(1) 任意退会を希望し、所定の退会届書に退会事由等を記入し当会に提出した者。

(2) 本会からの連絡に長期間にわたり応答がない者。

(3) 本会の主催パーティなどで、運営に著しく支障のある行為をした者。

(4) 上記各項の他、本会の設立趣旨や規約・会則に反したり、申請した自己プロフィールに虚偽申告がある場合など、信義則に違反したり運営に著しく支障を及ぼす言動をした者。

(2016.1 改訂)